

24-認試 S0030 号
2024 年 3 月 14 日

一般社団法人 日本病理学会
理事長 小田 義直 殿
常任理事 大橋 健一 殿
常任理事 佐々木 毅 殿
ISO/TC212 国際専門委員 鶴山 竜昭 殿
精度管理委員会委員 増田 しのぶ 殿

「32 病理診断」の認定範囲に関するご報告

公益財団法人 日本適合性認定協会
執行役員 LAB 認定ユニット長
下田 勝二

拝啓

皆様におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

昨年、貴学会よりいただきました「32 病理診断」に関するご意見に対し、外科病理に関する ISO ガイダンス文書「ISO/TS 23824 Medical laboratories - Guidance on application of ISO 15189 in anatomic pathology」を踏まえ下記のとおり回答いたします。

JAB RM205:2023 臨床検査室の認定範囲分類において、

1. 適用範囲の記載について「なお、病理学的検査の認定を希望する場合、「病理診断」も申請範囲に含める必要がある。」の文言を削除します。
2. 「32 病理診断」の項目を削除します。
加えて病理診断が認定範囲に含まれていないことを確実にするために大分類の呼称を「病理学的検査」から「病理学的検査（診断を除く）」に変更します。

さらに関連文書の JAB RM300「認定の基準」についての指針—臨床検査室—も JAB RM205 に整合するよう改定します。改定時期につきましては JAB RM205 は令和 6 年度診療報酬の改定後、JAB RM300 は JAB RM205 改定後といたします。

敬具